

箕面市子育て応援アプリ導入及び運用・保守業務委託仕様書

【箕面市子育て応援アプリ導入等業務委託】

1. 業務名

箕面市子育て応援アプリ導入等業務委託

2. 業務目的

子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子育て家庭の抱える課題やニーズが多様化しているなかで、保護者等が必要としている情報をタイムリーに提供できるツールとして、子育て支援に特化したアプリの導入及び運用を行う。

子どもの成長・発達、予防接種、健康診査または子育て支援情報等について集約し、記録・参照・市からの情報発信等の機能を持たせることによって、子育て中の保護者等の不安感・負担感の軽減や子育ての充実感の増加につなげるものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

4. 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。または受託者は委託者から報告（業務の進捗状況、疑義回答等）を要求されたときは、速やかに（概ね2営業日以内）報告すること。

5. 導入要件

（1）アプリの対応 OS

スマートフォン・タブレットに対応し、iOS、Androidのバージョンは最新OSから2世代前までの動作を保証すること。

※本業務開始後サポートを継続するOSバージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うものとする。

（2）運用・保守の効率化

アプリの導入・運用にあたっては、品質、安定性、納期等の観点からパッケージソフトウェアを最大限活用し、システムを導入する。また、コンテンツの管理等のメンテナンスを可能な限り委託者で行える、適切なシステムを導入するものとする。

（3）サービス提供方式

データセンター等でアプリケーション・サービスを提供することとし、委託者のセキュリティ要件を満たす最適な方法でシステムを管理するものとする。またパソコン等からも情報が見られるように対応することとする。（Windowsの最新OSを含む2世代前までのOSバージョンに対応すること。また、Google Chrome、Edge、Safari等の主要ブラウザに対応すること。）

データセンター等の要件は「6.（4）情報セキュリティ要件・データセンター要件」を参照。

（4）機器構成・機器の性能等

機器構成、ネットワーク構成、機器の性能は、受託者の仕様とするが、正常稼働に支障のない構成・性能等とし、システム構成図等を委託者に提出し、承認を得ることとする。

(5) テスト要件

受託者は、アプリの本番導入までにテストを行い、委託者の承諾を得るものとする。

受託者は、テスト計画及び実施要領を策定し、これに基づいてテストを実施し、テスト結果が記された報告書を作成し、提出するものとする。詳細は協議による。

また、テスト環境は受託者が用意することとし、委託者が適宜テスト環境を確認できる等、協議の上進めること。

(6) アプリの登録

受託者は、開発したアプリを、iOS はApp Store、Android OS はGoogle Play から入手できるように、アカウント、ライセンス取得等の手続き、または手続きの支援を行うこと。

また、アプリは QR コード等からもダウンロードすることができること。

(7) 研修

受託者は、委託者が用意する施設にて、管理ツール操作者（市職員）を対象に、本システムの運用及び操作についての研修を実施するものとする。クライアントPC 及びネットワーク環境、電源等は委託者で用意する。

受託者は、研修で利用するマニュアルを作成し、必要となる部数を印刷し、提出するものとする。研修受講者の人数は協議による。

(8) 子育て支援アプリの業務実績

「6. 委託業務内容」(3) で示す情報及び機能の全てについて、他の地方公共団体ですでに導入・運用されていること。

6. 委託業務内容

アプリの構築にあたっては、当該業務実施における委託者の趣旨・目的を理解したうえで、利用者にとって必要な情報を容易かつ確実に取得できることを前提とする。それとともに以下に定める事項について実施すること。なお、アプリの開設は令和6年10月1日を目途とする。

(1) アプリの導入

App Store、Google Play に登録・公開するアプリとして、運用に必要なハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・設定・テスト・本番公開時コンテンツの作成・登録・導入作業等、アプリ導入に係る作業一切を含む。

(2) アプリの公開、本業務期間中の運用・保守管理

本業務では、アプリを公開することが可能な段階となった後、委託者の判断により公開時期を決定する予定である。WWWサーバ・管理ツールサーバ等、アプリの公開に必要なサーバはデータセンターに置き、24時間、常時安定稼動するものとし、これに必要な運用環境の提供、公開後の本業務期間中の維持管理等、一切を含む。

(3) 以下の情報及び機能の搭載（必要な情報の抽出やとりまとめ含む）

① アプリ機能要件	① アプリ構成・デザイン	・基本機能が利用しやすいように分類され、わかりやすく配置されていること。 ・利用者にサービスの更新情報や市のサービスであることがわかりやすく伝わるための工夫があること。
--------------	-----------------	--

② 情報管理 機能	②-1 成長記録機能	妊娠中の経過と子どもの成長を記録・参照できること ・厚生労働省が定める母子健康手帳の項目に対応した妊婦健診結果の記録・参照ができること。 ・厚生労働省が定める母子健康手帳の項目に対応した乳幼児健診の結果の記録・参照ができること。また、身長・体重については、自動でグラフ化でき、身体発育曲線とあわせて参照できること。 ・修正月齢に対応していること。 ・複数の子どもの成長記録に対応していること。
	②-2 予防接種のスケジュール管理	予防接種実績を記録でき、実用的な予防接種スケジュールが提案されること。 ・予防接種実績から、法令等で定められた接種年齢や接種間隔を守るスケジュールが提案されること。 ・接種日や接種予定日の変更に伴い、法令等で定められた接種年齢や接種間隔を守るスケジュールに自動で変更されること。 ・標準的な接種期間を超過する、または法令等で定められた接種年齢を超過する際は、適正に処理されること。 ・接種開始時期や接種途中の実績により接種回数や時期が変化するワクチンに適正に対応されること。 ・同時接種の組み合わせパターンを選択できること。 ・複数の種類があるワクチンについては選択できること。 ・複数の子どもの予防接種に対応していること。
		任意接種ワクチンの接種希望に応じたスケジュールが提案されること。
		プッシュ通知等を用い、接種忘れを防止する工夫がされていること。
③ 情報配信 機能	②-3 その他利用を促す工夫	・妊娠期や・子育て期のスケジュールを管理できること。 ・子育て知識を取得するためのコンテンツ配信や利用者が日々楽しみながらサービスを利用できる工夫がされていること。
	③-1 市からの情報配信	・市から配信された情報を閲覧できること。 ・利用者が情報を必要とするタイミングで配信するための工夫がされていること。 ・利用者の属性によって配信する情報の出し分けができること。
	③-2 子育てイベント情報	開催している子育てイベント情報を閲覧できること。 ・子育てイベントの検索ができること。 ・子育てイベントの詳細が閲覧できること。 ・子育てイベントへの参加を促す工夫がされていること。

	③-3 子育て支援施設情報	子育て支援施設を閲覧できること。 ・子育て支援施設（教育・保育施設、赤ちゃんの駅、子育て支援センター等）の検索ができること。 ・子育て支援施設の詳細が閲覧できること。 ・子育て支援施設の利用を促す工夫がされていること。
	③-4 子育て支援制度にかかるデータベースとの連携	国が令和6年度中に整備予定の、子育て支援制度にかかるデータベースとの連携に対応すること。
④ その他	④ 基本性能	利用者本人の情報（ニックネームや性別、居住地など）や子どもの情報（ニックネームや生年月日、性別など）登録できること。
		多言語対応していること。
		登録された情報をバックアップし、復旧できること。
		アンケートを実施できること。
		複数のログイン方法（メールアドレス、GoogleID、Facebook、Apple ID 等）から選択し、アカウントの登録ができること。
		転入・転出、端末故障時や機種変更時の配慮がされていること。
		広告を掲載しないこと。
⑤ 管理ツール機能要件		専門知識を必要としない管理ツールであること ・専用ツールを導入することなく利用できること ・配信内容によって最適化されたフォーマットがあること ・情報の登録・更新後の画面を公開前に確認できる仕組みであること
		運用の手間を減らす工夫がされていること

※アプリ構築までの検討及び調整作業は、担当室と協議しながら行う。

（４）情報セキュリティ要件・データセンター要件

項目	仕様
情報セキュリティ要件	個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。 ・ウイルス対策・不正アクセス対策（脆弱性対応）を行うこと。 ・サーバソフトウェア・システム・DB 等への不正アクセス等の状況を適切に確認すること。 ・通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。 ・利用者のスマートフォンの電話帳や通話履歴その他個人情報はアプリでは収集しないこと。 ・情報資産を適切に管理する体制になっていること。

データセンター要件	利用者のデータを預けるデータセンターは、国内法の適用が及ぶ場所で、堅牢な設備を有していること ・ 24時間365日の監視体制で管理されていること ・ 火災や地震、停電等への対策がされていること
-----------	---

(5) その他

箕面市ホームページへリンクする場合等においては、別ウィンドウにて表示する等、利便性を考慮した仕様とすること。

7. 業務実施体制

本業務を実施するにあたり、業務責任者及び業務担当者を配置すること。

8. 成果品等

「6. 委託業務内容」に関する成果品等を箕面市子どもすこやか室へ期日までに提出すること。

	成果品等の提出物	提出期日	備考
1	業務実施計画書	契約後、速やかに	作業項目・作業内容・役割分担等の記載があるもの。工程表、業務体制、連絡網等含む。
2	各作業工程の計画・成果書類	随時	
3	業務打ち合わせ簿	随時	
4	システム	令和6年9月30日	アプリが利用できる状態をもって納品とみなす。
5	業務完了届	業務完了時	
6	システム操作マニュアル	業務完了時	管理ツール操作者用

9. 成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属はすべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。ただし、受託者が従来から有していた受託者固有の知識・技術に関する成果品権利については、受託者に留保するものとする。

【箕面市子育て応援アプリ運用・保守業務委託】

1. 業務名

箕面市子育て応援アプリ運用・保守業務委託

2. 履行期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで（長期継続契約）

3. システム保守要件

本業務では、アプリを公開することが可能な段階になった後、委託者の判断により公開時期を決定する予定であるため、公開後の運用保守に関しての要件は、以下のとおりとする。

（1）運用・保守管理

システムの配信後から業務履行期間終了までの間、アプリの運用・保守管理を行い、委託者と協議の上、必要な維持管理を行うこと。

（2）システム等の運用・管理

本業務又は本業務に関連する事項について、委託者からの依頼や問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。また、運用の安定化、効率化につながる事項などについては、委託者に積極的な提案を心掛けること。問い合わせの対応時間は、平日9時から17時30分の間とする。

なお、受託者は、サーバ・システムの維持管理を行うとともに、サーバ機器・部品の故障の対応も行うこと。また、安全かつ適切にウェブ環境を24時間・365日提供し（ただし、保守等により予定された停止については、その限りではない。）、データ量や利用者の増加に応じて、システムのパフォーマンスが劣化しないように適宜システムの増強等を行うこと。サービス停止を伴わない障害の復旧は、翌就業日中までに完了することを基本とする。一連の作業によって生じた不具合については責任を負うこと。

法改正に対する改修費は、システムの根幹に影響するような大規模改修や国や府からの補助金交付の対象となる改修を除き、原則、システム保守内で対応すること。

（3）スマートフォンアプリの登録状態の維持

受託者は、App Store、Google Play での登録状態を、業務期間を通じて維持するものとする。

（4）バックアップ

システム、管理ツールのデータ、アプリの登録データ等のバックアップは、アプリの利用者への影響が最小限となるよう、また、利用者への影響を考慮した上で、サイクル、時間帯、対象等、最適なバックアップ計画を提示し、委託者の承認を得るものとする。また、業務に影響を与えず迅速に運用を開始できるように考慮すること。

（5）アプリ・システム等のアップデート

①OS・ブラウザのアップデート対応

受託者は、OS（iOS、Android）及びブラウザのバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、OS及びブラウザのバージョンアップデータの配信後遅延なく行うものとする。

動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、OS等のバージョンアップに伴う対応を実施するまでの間、支障の内容、対応の見込み等について、お知らせ機能等を利用して利用者に周知するための文案を

委託者に示し、承認を得たうえで、対応を進めるものとする。

②脆弱性対応

受託者は、技術的脆弱性対策を行うものとする。パッチの適用、設定の修正等によりOS・サービス・システムを再起動する場合、やむをえず計画的にシステムを停止する場合等、利用者に影響が出る場合は、事前に委託者の承認を得るとともに、利用者に周知する文案を示すものとする。

(6) セキュリティ診断への協力・対応

委託者が実施又は参加するサーバ、ネットワーク、ウェブアプリケーション等に対するセキュリティ診断に協力・対応するものとし、脆弱性や不備が見つかった場合は対策を講じること。

(7) 運営・管理支援

アプリの運営・管理においては、本システムの利便性・有益性が向上するよう、必要な情報収集を行うとともに、積極的な提案を行うこと。また、データ変更・作成支援、管理ツール等の操作に関する助言等のサポートを行うものとし、市職員が管理ツール等の操作により更新できないデータ・コンテンツがある場合は、その作業について、受託者が行うものとする。

【共通事項】

1. その他

- (1) 本業務の履行にあたり、仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、適宜委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 受託者は、本仕様書に掲げた業務に関する一切の経費を本契約金額の中で支出すること。
- (3) 本業務の利用にあたり、必要がある場合は相互調整のため、委託者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (4) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (5) 本業務履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (6) 履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は、受託者の責任において処理すること。
- (7) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、契約時に委託者に申請し、承認を得ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (8) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。
- (9) 本業務の履行にあたり実施する打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏えいしないこと。配信するデータの取り扱いについても同様であり、アプリでの配信前にデータが第三者に漏えいしないよう、セキュリティ対策を徹底するとともに、従業員その他関係者へ周知・指導を行うこと。
- (10) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (11) 本システムの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。受託者は、委託者及び委託者から譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しない。
- (12) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月22日条例第22号）を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

2. 補足

本仕様書に定めのない事項については事業者と箕面市教育委員会が協議の上、決定する。